

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	利用しやすい成年後見制度を目指して －民法等の一部を改正する法律案の国会論議－
著者 / 所属	内田亜也子 / 法務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	488 号
刊行日	2026-10-27
頁	18-32
URL	https://www.sangiin.go.jp/jpn/shiryo/chousa/rippou_chousa/backnumber/20261027.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

利用しやすい成年後見制度を目指して

— 民法等の一部を改正する法律案の国会論議 —

内田 亜也子

(法務委員会調査室)

1. はじめに
2. 本改正案等の提出の経緯、概要等
3. 主な国会論議
4. おわりに

1. はじめに¹

第221回国会（特別会）の令和8年6月17日、「民法等の一部を改正する法律案」（以下「本改正案」という。）及び「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が成立した。遅くとも令和10年12月までに施行される予定である²。

本改正案は、高齢化の進展、単身高齢者世帯の増加等の社会情勢の変化に鑑み、成年後見及び遺言の制度を国民がより利用しやすいものとするための見直しを図るものである。特に、使い勝手が悪いとの指摘があった成年後見制度³は、法定後見3類型⁴のうち後見、保佐を廃止して補助に一元化し、一度利用すると事実上やめられない「終身制」の仕組みを改め、本人にとって必要な範囲・期間で利用できる制度へと抜本的に見直している。

本稿では、本改正案のうち成年後見制度に関する部分に焦点を当てて、国会提出の経緯、概要等を概観した上で、衆参両院の法務委員会における主な議論を紹介する。

¹ 本稿は令和8年10月6日までの情報に基づくものであり、参照URLの最終アクセス日も同日である。

² 施行日は、一部を除き公布の日（令和8年6月24日）から起算して2年6月以内の政令で定める日である。

³ 成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度に分けられる。法定後見制度は、本人の判断能力が不十分となった後に、その判断能力に応じて家庭裁判所より選任された成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）が本人を保護、支援する制度である。任意後見制度は、本人があらかじめ任意後見人となる者や委任する事務の内容を契約で定めておき、本人の判断能力が不十分となった後に、任意後見人が家庭裁判所により選任された任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度である（後掲注6参照）。

⁴ 法定後見制度には後見、保佐、補助の3つの類型がある。精神上の理由により事理弁識能力を欠く常況にある者は「後見」、事理弁識能力が著しく不十分な者は「保佐」、事理弁識能力が不十分な者は「補助」と、本人の「事理弁識能力」（後掲注5参照）の程度によって利用できる制度が画一的に法定されている。

2. 本改正案等の提出の経緯、概要等

(1) 成年後見制度を取り巻く状況と課題

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害など、精神上の理由により判断能力（事理を弁識する能力）⁵が不十分な者の保護や支援を目的とするものである⁶。

我が国では高齢化が進んでおり、単独世帯の高齢者や、認知症及び軽度認知障害（MC I）の高齢者も増えている⁷。また、在宅の知的障害者数や外来の精神障害数も増加又は高止まりしている⁸。成年後見制度は、そのような方々の生活を支える重要な手段の1つであることから⁹、今後、成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれている。

しかし、現在の成年後見制度の利用者数は、近年増加傾向にあるものの認知症高齢者等の数と比較すると著しく少ない¹⁰。また、成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できていないケースも多く、社会生活上大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないとされる¹¹。

(2) 成年後見制度に関する国内外の動き

ア 障害者の権利に関する条約の批准と障害者の権利に関する委員会による勧告

我が国は、平成19年9月に障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）に署名し、平成26年1月に批准している。同条約第12条（法律の前にひとしく認められる権利）は、成年後見制度に係る規定とされている¹²。

令和4年9月、国連の障害者の権利に関する委員会は、障害者権利条約の実施状況に関する第1回日本政府報告に対する総括所見を採択した。総括所見では、障害者権利条約第12条に関連し、「意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。」等の勧告が行われた¹³。

⁵ 事理を弁識する能力（以下「事理弁識能力」という。）は「判断能力」を法令用語で表した表現であり、「法律行為の結果による利害得失を認識して経済合理性に則った意思決定をする能力」とされる。民法では「事理弁識能力」の用語が「判断能力」の趣旨で用いられている（公益社団法人商事法務研究会「成年後見制度の在り方に関する研究会報告書」（令6.2）2頁）。

⁶ 公益社団法人商事法務研究会・前掲注5 3頁、法制審議会第199回会議議事録21～22頁（令6.2.15）参照

⁷ 内閣府『令和8年版高齢社会白書』（令8.7）2～5、10、31頁参照。本白書によると、令和7年の65歳以上人口は3,622万人（高齢化率29.4%）で、高齢化率は令和52年に38.7%に達するとされる。65歳以上男女の人口に占める一人暮らしの者の割合は、令和2年は男性15.0%、女性22.1%であり、令和32年は男性26.1%、女性29.3%になるとされる。また令和4～5年実施の調査によれば、令和4年における65歳以上の認知症の高齢者数は443.2万人、軽度認知障害（MC I）の高齢者数は558.5万人と推計されており、この調査による有病率が令和7年以降も一定と仮定すると、令和22年にはそれぞれ584.2万人、612.8万人になるとされる。

⁸ 内閣府『令和8年版障害者白書』（令8.6）166～168頁参照

⁹ 令和7年の全家庭裁判所における成年後見関係事件の開始原因は、認知症が最も多く全体の約61.3%を占め、次いで知的障害が約9.6%、統合失調症が約9.3%の順となっている（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－令和7年1月～12月－」（令8.3）7頁）。

¹⁰ 令和7年12月末日時点における成年後見制度の利用者数は、合計で25万9,901人（前年は25万3,941人）であり、対前年比約2.3%の増加となっている（最高裁判所事務総局家庭局・前掲注9 13頁）。一方、前掲注7のとおり、65歳以上の認知症の高齢者数は440万人以上いると推計されている。

¹¹ 「成年後見制度利用促進基本計画」（平29.3.24閣議決定）2頁

¹² 障害者権利条約の和訳は外務省ホームページ<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf>>を参照。

¹³ 「障害者の権利に関する委員会 第27会期 日本の第1回政府報告に関する総括所見」（和文仮訳）7～8頁

イ 成年後見制度の利用促進、円滑化を図る法律の成立

成年後見制度が十分に利用されていないことに鑑み、制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成28年4月に議員立法である「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号。以下「利用促進法」という。）が成立し、公布された（同年5月施行）。同法は、第3条第1項で、成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等の尊厳の尊重、意思の尊重、財産管理・身上保護の保障等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする旨規定している。

また、利用促進法と併せて、同年4月に議員立法である「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（平成28年法律第27号）が成立し、公布された（同年10月施行）。同法により、成年後見人が業務遂行上必要な成年被後見人宛ての郵便物の管理を行うことや、成年被後見人が亡くなった後の事務（相続財産の保存行為や相続財産に属する債務の弁済、遺体の火葬や埋葬に関する契約の締結など。以下「死後事務」という。）を行うことの権限が、民法に明記された。

ウ 第一期・第二期成年後見制度利用促進基本計画等

政府は、利用促進法第12条第1項に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「第一期計画」という。）を閣議決定した（対象期間は平成29年度～令和3年度）。第一期計画では、成年後見制度の広報や相談等を各地域で担う体制の整備など、成年後見制度の利用促進に関する各種施策が定められ、最高裁判所や法務省等関係省庁の連携の下、計画的に取組を推進することとされた。

その後、令和3年度は基本計画の最終年度であることから、令和3年3月より、「成年後見制度利用促進専門家会議」（以下「専門家会議」という。）において次期基本計画の策定に向けた検討・議論が開始された。そして、同年12月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき事項」（最終取りまとめ）が公表された。

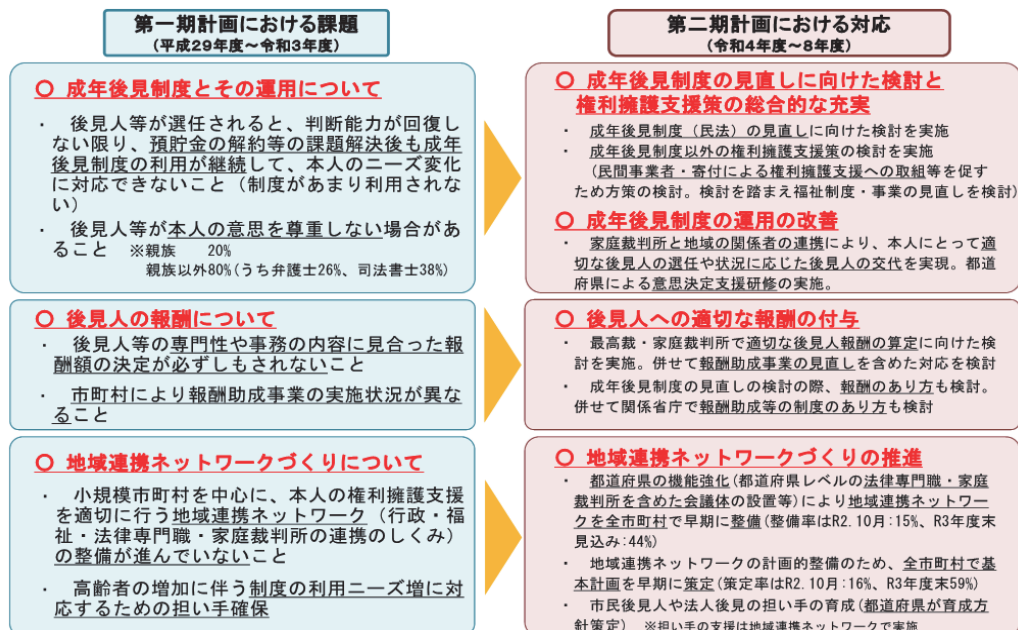
これを受け、政府は、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（以下「第二期計画」という。）を閣議決定した（対象期間は令和4年度～令和8年度）。第二期計画では、成年後見制度について、①他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で制度を利用できるようにすべき、②法定後見制度の3類型を一元化すべき、③終身ではなく有期（更新）の制度として見直しの機会を付与すべき、④本人が必要とする身上保護や意思決定支援の内容やその変化に応じ成年後見人等を円滑に交代できるようにすべき、⑤障害者権利条約に基づく審査の状況を踏まえて見直すべき、⑥現状よりも公的な関与を強めて後見等を開始できるようにすべき、といった専門家会議における指摘を紹介した上で、「国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念¹⁴を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の

<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100448721.pdf>>参照

¹⁴ ノーマライゼーションの理念とは、「障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会」をつくるという理念のこと（厚生労働省ホームページ<<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/idea01/index.html>>）。

見直しに向けた検討を行う」こととされた¹⁵。

図表 1 第一期計画の課題と第二期計画における対応について



（出所）厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」4頁<<https://www.mhlw.go.jp/content/000917337.pdf>>より抜粋

（３）法制審議会における成年後見制度見直しの検討

以上のような動向を踏まえ、令和4年6月、公益社団法人商事法務研究会は、成年後見制度の見直しに係る論点等について必要な検討を行うため、学者、弁護士、司法書士、社会福祉士、制度利用者とその家族の団体、関係省庁等の担当者等による「成年後見制度の在り方に関する研究会」を設置して議論を開始し、令和6年2月に報告書を取りまとめた。

同報告書を踏まえ、令和6年2月、法務大臣は法制審議会に対し、「高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」との諮問を行った。これを受け、同審議会に設置された「民法（成年後見等関係）部会」（以下「部会」という。）は、同年4月から審議を開始し、令和7年6月10日に「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」を取りまとめ、パブリックコメント手続を行った。そして、計33回の会議における調査・審議を経て、令和8年1月27日に民法（成年後見等関係）等の改正に関する要綱案を取りまとめた。同要綱案は令和8年2月12日の法制審議会第204回会議において全会一致で原案どおり決定され、同日法務大臣に答申された。

（４）本改正案等の提出及び概要

前述（３）の法制審議会の答申を踏まえ、令和8年4月3日、政府は、本改正案及び「民

¹⁵ 第二期基本計画7頁<<https://www.mhlw.go.jp/content/000917303.pdf>>

法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を閣議決定し、国会（衆議院）に提出した。

図表 2 本改正案の概要

Ⅰ 民法の 一部改正	1. 本人に必要な事項について代理権・取消権を付与する制度（補助の制度）に一元化し、後見・保佐の制度を廃止（民法7条、9条、11条） ①本人の事理弁識能力が不十分、②本人の同意、③制度利用の必要性を要件として、 <u>特定の行為について個別に</u> ・補助人に代理権（例：遺産分割の代理権）を付与する審判 ・補助人の同意を要するとの審判（本人が補助人の同意を得ることなく行った行為は取消し可能） ➡ 本人に必要な範囲での制度利用を可能とし、自己決定に対する必要以上の制限を防止
	2. <u>例外的に、補助を開始した者が事理弁識能力を欠く常況にある者と認定されるときは、法定の重要な財産行為について取消可能とする仕組み（特定補助の仕組み）を選択して利用可能</u> （民法10条） ・特定補助人は、本人がした法定の重要な財産上の行為の取消権や、本人の財産に関する保存行為等の権限を持つ。 * 特定補助の仕組みの利用に際しては、医師2人以上の意見を聴取した上で、明らかに必要がないときは鑑定が不要（家事事件手続法119条） ➡ 成年後見人の持つ包括的な代理権や広範な取消権と異なり、特定の局面に限定
	3. <u>事理弁識能力が回復していない場合でも、補助の制度利用の必要がなくなったと家庭裁判所が認めるときは、申立て又は職権（※）により、制度利用を終了可能</u> （民法12条） ※補助人に義務付けられる家庭裁判所の毎年1回の本人の状況報告の際に、制度利用の必要がなくなったと認めるとき
	4. 家庭裁判所が補助人の選任時に考慮すべき要素の冒頭に「 <u>本人の意見</u> 」を規定（現行法は考慮要素の最後に本人の意見を規定）（民法876条の2） ➡ 本人にとって適任の補助人を選任するため、「本人の意見」が重要な考慮要素であることを明確化
	5. 補助人の解任事由に「 <u>本人の利益のために特に必要があるとき</u> 」を追加（民法876条の5） ➡ 補助人に不正な行為（例えば横領罪）がない場合であっても、例えば、補助人が <u>本人と面談を行わないなどによって本人が適切な保護を受けることができないときなど</u> 、解任（交代）可能
	6. <u>補助人がその職務を遂行する際に、本人に情報を提供し、本人から話を聴く等の適切な方法により、本人の意向を把握するようにしなければならないことを明確化</u> （民法876条の11）
	7. 家庭裁判所が報酬を決定する際、 <u>補助人が行った事務の内容等が報酬の考慮要素である</u> ことを規定上明確化（民法876条の19） ➡ 補助人が実際に行った事務の性質や負担の程度等も踏まえた事務の内容を適切に評価した報酬決定がされることを期待
	8. 死後事務に関する補助人の権限を拡充（民法876条の26） ・現行法では成年後見人にのみ死後事務が認められていたが、補助の制度の一元化に伴い、以下の①、②の行為について、補助人がすることを可能とする。 ①本人の死体の火葬・埋葬の契約の締結 ②本人が死亡した <u>当時の権限の範囲内での相続財産の保存に必要な行為</u> （例えば、施設入所契約・施設利用料の支払の代理権付与の審判を受けた補助人が、本人死亡後に未払の施設利用料を支払うこと）
Ⅱ 家事事件	1. 特定補助の仕組み（前述Ⅰの2.参照）の利用に際しては、医師2人以上の意見を聴取した上で、明らかに必要がないときは鑑定を不要とする。（家事事件手続法119条）
	2. 補助開始の審判、補助人に代理権を付与する旨の審判、補助人の同意を要する旨の審判等においても、 <u>原則として、本人の陳述聴取が必要</u> （家事事件手続法120条） ➡ 本人の自己決定尊重の観点から、家事審判手続において本人の意思をできるだけ反映

手続法の一部改正	3. 家庭裁判所が必要であると認める事案においては、市区町村長その他適当な者に、本人の心身の状態、生活の状況その他の必要な事項に関する意見を求めることができることを明確化（家事事件手続法120条） → 家庭裁判所は、補助の制度を利用する必要の有無について、医学的観点のみでなく本人の生活の状況等を踏まえるなど、より多角的観点からの判断が可能
Ⅲ 任意後見契約に関する法律の一部改正	1. 家庭裁判所が明らかに任意後見監督人による監督の必要がないと認めるときは、任意後見監督人を選任せず、家庭裁判所が直接監督することが可能（現行法は任意後見人を監督する任意後見監督人の選任が必須）（任意後見契約法7条） → 任意後見制度の柔軟な運用が可能 2. 補助の制度の利用を開始しても任意後見契約の存続を許容（任意後見契約法5条、現行法4条1項2号、2項、10条3項の削除） ・ 補助人に付与する代理権の範囲を適切に設定することで補助人と任意後見人との権限の重複を回避することを基本としつつ、権限の重複の調整が必要な場合に備えて任意後見契約の一部解除の規律を新設 → 任意後見契約の十分な活用が可能 3. 本人と任意後見受任者との間で任意後見契約の効力を発生させる順序を定める行為が可能（任意後見契約法4条、5条） 4. 本人が公正証書によって指定した者も任意後見契約を発効させる裁判手続の申立てをすることが可能（任意後見契約法5条、6条） ・ 親族以外の者であっても、本人が将来に備え、例えば自分の生活状況を把握している者に、任意後見契約を発効させる裁判手続の請求を委ねることが可能 * 補助開始の審判の申立て等においても同様の手当て（民法7条、8条）
Ⅳ 附則	1. 施行期日（附則1条） ・ 原則、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内で政令で定める日 2. 検討（附則10条） ・ 政府は、法施行後3年を経過した時点において、改正後の成年後見制度に関する規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずる。

（出所）民法等の一部を改正する法律案要綱<<https://www.moj.go.jp/content/001459923.pdf>>、法務省資料等より作成

（５）本改正案等の審議経過

衆議院では、令和8年5月15日に本改正案等が法務委員会へ付託され、同日平口法務大臣から趣旨説明を聴取し、5月19日、20日、22日と対政府及び参考人の質疑が行われた。5月22日に質疑を終局し、採決の結果、本改正案等は賛成多数でいずれも原案どおり可決すべきものと決せられた。その後、5月26日の本会議で可決され、参議院へ送付された。

参議院では、6月1日に本改正案等が法務委員会へ付託され、2日に趣旨説明聴取、9日、11日、16日と対政府及び参考人の質疑が行われた。6月16日に質疑を終局した後、討論、採決の結果、本改正案等は賛成多数でいずれも原案どおり可決すべきものと決せられた。その後、6月17日の本会議で可決、成立し、6月24日に公布された¹⁶。なお、衆参両院の法務委員会では、それぞれ附帯決議が付された¹⁷。

¹⁶ 民法等の一部を改正する法律（令和8年法律第45号）、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和8年法律第46号）。

¹⁷ 衆議院法務委員会「民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」は、衆議院ホームページ<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/houmu09946B2EDA745A7449258DFF001F3494.htm>、参議院法務委員会「民法等の一部を改正する法律案及び民法等の一部を改正する法律の施行に伴う

3. 主な国会論議

(1) 成年後見制度における本人の自己決定の尊重の更なる重視と本人保護

ア 現行制度の問題点と本改正案の目的

現在の成年後見制度の問題点及び本改正案の目的について、法務省は、現行制度は、必要な範囲で制度を利用したいとのニーズに対応できない、一度制度を利用すると終了できない、選任された成年後見人等の交代が困難である等の課題が利用者側から指摘されており、それらの課題は、成年後見人等が本人にとって必要な範囲や期間を超えて代理権、取消権等の権限を有することに起因し、このことが本人の自己決定を必要以上に制限しているとの指摘にもつながっている旨説明した¹⁸。そして、本改正案は本人の自己決定をより尊重することを目的とし、後見・保佐の制度を廃止して本人にとって必要な事項に限って代理権、取消権を付与する補助の制度に一元化するなど、現行制度の課題に対応する見直しをしている旨の説明を行った¹⁹。このような制度見直しの方向性について、委員会に出席した各参考人からは、利用者側の要望や障害者権利条約12条の趣旨等を踏まえたものである等として、評価する意見が多く出された²⁰。

イ 事理弁識能力を欠く常況にある者²¹の自己決定の尊重と本人保護

一方で、委員からは、事理弁識能力が全くなくなった人向けに、全財産を管理する包括的な権限と責任を持つ成年後見人というオールマイティーな存在を残しておかなければ、かえって本人の保護を困難にするのではないかと懸念も示された²²。このような懸念に対し、三谷法務副大臣は、複数の代理権が必要な場合は1回の申立てで複数の代理権付与を求めることができるので、その課題との関係で必要な代理権付与の審判申立てをすることにより本人の保護を図ることができる、仮に当初の申立てにおいて必要な権限が不足する場合であっても、令和5年の法改正による家事事件手続のデジタル化が実現した後は申立人の追加的な申立ての負担も軽減されるので、必要な権限の追加的な申立てで権限を加えていくこともできるようになる旨の見解を示した²³。

包括的な財産管理責任者を頼みたいというニーズもあるのではという観点から、包括的代理権を有する後見の制度を廃止する理由について問われた法務省は、部会での審議過程では、後見の制度を残してその利用を選択できる案なども検討されたが、包括的代理権は本人の自己決定を必要以上に制限する等の指摘があり、部会やパブリックコメン

関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議」(以下「参・附帯決議」という。)は、参議院ホームページ<https://www.sangiin.go.jp/jpn/gianjoho/ketsugi/current/f065_061601.pdf>を参照。

¹⁸ 第221回国会衆議院法務委員会議録第12号8頁(令8.5.22)、同国会参議院法務委員会議録第13号1頁(令8.6.9)

¹⁹ 同上

²⁰ 第221回国会衆議院法務委員会議録第11号14～16頁(令8.5.20)、同国会参議院法務委員会議録第14号2～4頁(令8.6.11)等

²¹ 「事理弁識能力を欠く常況にある者」の内容について、法務省は、一般に、日常の買い物も自分ですることはできず、誰かに代わってやってもらう必要がある者などと説明されてきたが、部会での議論も踏まえ、その内容を更に明確にする観点から、社会生活上、人が通常経験する事務について、その内容を理解し、考えられる解決の利害得失を検討して、態度を決定することができる可能性がないことがほとんど普通の有様であるものと整理している旨答弁している(第221回国会衆議院法務委員会議録第11号4、6頁(令8.5.20))。

²² 第221回国会参議院法務委員会議録第13号12頁(令8.6.9)、同第15号22頁(令8.6.16)

²³ 第221回国会参議院法務委員会議録第13号13頁(令8.6.9)

トでも、包括的代理権を残すと必要性の消滅によって制度の利用を終了することができなくなる等の理由で反対する意見もあったことから、このような部会での議論等を勘案したものである旨答弁した²⁴。

民法859条の成年後見人の全財産の管理責任規定が削除されることに伴い、事理弁識能力を欠く常況にある者の全財産の管理責任者の存在はどうなるのかについても問われたが、法務省は、事理弁識能力を欠く常況にある者について特定補助人が付された場合には、特定補助人は本人の財産に関する保存行為を行う権限を有することから、特定補助人が把握している本人の財産を維持する範囲において責任を負う旨答弁した²⁵。

ウ 補助の制度利用における本人同意要件と同意の意思を表示できない場合の本人保護

補助の制度利用における本人同意要件について、本人保護のためには制度利用が必要と思われるが本人が利用を拒否している場合の考え方が問われた。これに対し、法務省は、本改正案は、本人の自己決定の尊重の観点から、現行法と同様に補助の制度利用における本人同意要件を維持しているが、本人が同意の意思を表示することができない場合は本人同意を要件としないこととしている旨説明した上で、本人が同意という行為をする意思能力を有している場合に制度利用を拒否していれば補助の制度利用はできないが、周囲の者からの虐待など不当な働きかけにより本人が制度利用を適切に理解、検討することができずに制度利用を拒否するという意思決定に至っている場合は、本人が同意の意思を表示することができない場合に当てはまると解する余地もある旨答弁した²⁶。

エ 補助人の本人に対する意向把握義務・意向尊重義務が明文化されたことの重要性

本改正案で補助人の本人に対する意向把握義務・意向尊重義務が明文化されたことの重要性について、平口法務大臣は、本人の自己決定をより尊重する観点から、補助人が本人の意向を尊重してその事務を行うためには、まず本人の意向を把握するための行動を取ることが必要であり、法務省としては、この改正法の趣旨に沿った運用が適切にされるよう、その趣旨、内容の周知、広報に努めていきたい旨の見解を示した²⁷。

(2) 特定補助の仕組みの導入と本人の自己決定の尊重との関係

特定補助の仕組みの導入の是非については、本人の自己決定の尊重との関係から、部会において審議の最終段階まで意見が分かれていた。そのため、委員会では、当該仕組みが限定的かつ厳格に運用されるかという観点からの質問が多く出された。

特定補助の仕組みを導入する理由について、法務省は、本改正案における補助人の同意を要する旨の審判による保護を受けるためには、本人が不利益な行為をする危険がある行為類型を特定する必要があるが、本人が事理弁識能力を欠く常況にある者の場合には、その行為類型を的確に予測して特定することが困難なときがあることから、そのような者について、取消権の範囲に特則を設け、法定の重要な財産行為をいずれも取り消すことがで

²⁴ 第221回国会参議院法務委員会会議録第15号18頁（令8.6.16）

²⁵ 第221回国会参議院法務委員会会議録第13号13頁（令8.6.9）

²⁶ 第221回国会衆議院法務委員会会議録第11号2頁（令8.5.20）

²⁷ 第221回国会参議院法務委員会会議録第13号15頁（令8.6.9）

きる特定補助の仕組みを選択できることとした旨の説明を行った²⁸。

また、平口法務大臣は、制度利用者の多数が当該仕組みを利用するとは考えていない旨の見解を述べた²⁹。

当該仕組みの利用要件について、法務省は、これによって本人を保護する必要があると認められることであり、この要件は、本人保護のため法定の重要な財産行為をいずれも取消し可能としておくことが必要であることを意味している旨述べた上で、具体的には、本人が外形的に法律行為と見える行動を取る可能性があり、かつ、その利害得失を理解し検討することなく、法定の重要な財産行為に該当する不利益な行動をする危険があることを内容とする旨の説明を行った³⁰。そして、具体的な想定事例としては、例えば、本人が認知症等で通院治療等を受けつつ、地域社会で生活し、名前等の記載ができるような活動ができ、過去に重要な財産行為について不利益な取引をしたことがあり、特定補助人を付する旨の審判の請求権者が本人との間で意思の疎通を十分に図れないなど、本人の行動を的確に予測することができない場合には、当該審判の必要性が認められ、他方で、例えば遷延性意識障害にあるなど、本人が事理弁識能力を欠く常況にある者であっても、その精神の状況等に照らしておよそ外形的に法律行為と評価される行為をすることがないなど、法定の重要な財産行為をする可能性がない事案や、親族等の第三者の支援により本人が単独で当該行為に及ぶ可能性がない事案では、当該審判の必要性が認められないことがある旨の説明がされた³¹。

なお、附帯決議では、特定補助の仕組みについて、制度の周知・広報及び関係者への研修の充実並びに利用状況の不断の検証を行う旨の項目や、特定補助人の選任に係る「必要があると認めるとき」の要件について、国会審議で示された考え方を踏まえた適切な制度利用がなされるよう必要な取組に努める旨の項目が盛り込まれた³²。

（３）補助の制度利用終了の要件、終了後の地域における権利擁護支援の在り方等

ア 補助の制度利用の必要性を家庭裁判所が判断する際の考慮要素、具体例

本改正案では、本人の事理弁識能力が回復していなくても、補助の制度利用の必要がなくなったと家庭裁判所が認めるときは、制度利用を終了できることとなった。そこで、どのような場合に必要がなくなったと判断されるのかが問われた。これについて、法務

²⁸ 第221回国会参議院法務委員会会議録第13号9頁（令8.6.9）

²⁹ 第221回国会衆議院法務委員会会議録第11号6頁（令8.5.20）

³⁰ 第221回国会衆議院法務委員会会議録第10号2頁（令8.5.19）、同第11号4頁（令8.5.20）

³¹ 第221回国会衆議院法務委員会会議録第11号6頁（令8.5.20）

³² 前掲注17 参・附帯決議の項目8「改正後の法定後見制度の運用に当たっては、障害者の権利に関する条約第十二条の趣旨を踏まえ、本人の自己決定権を最大限尊重し、ノーマライゼーションの理念が十分に反映され、特に、特定補助人を付する制度については、真に必要な場合に限り適切に利用され、障害者の権利を不当に制約することのないよう、制度の周知・広報及び関係者への研修を充実させるとともに、その利用状況について不断の検証を行うこと。」、項目9「家庭裁判所による特定補助人の選任に係る「必要があると認めるとき」の要件については、その判断の予見可能性及び適正性を確保するため、要件該当性の判断に当たり考慮すべき事項及び判断基準の明確化を図る観点から、特に、本人があらかじめ特定補助人の選任を望まない意向を示していた場合その他本人の意向を把握することができる場合には、その意向を適切に考慮するなど、国会審議において示された考え方を踏まえた適切な制度利用がなされるよう、政府及び最高裁判所においてその周知等必要な取組に努めること。」。

省は、「必要がなくなったと認めるとき」との要件は、補助の制度を利用することによる保護の必要がなくなったことを意味しており、必要がなくなったかどうかは、個別の事案における具体的な事情に即した家庭裁判所の判断によるものであるが、補助に係る各審判をした際の保護の必要性和対照し、本人の精神状況、生活状況、親族や自治体等からの支援の状況等を踏まえ、その保護の必要がなくなったかどうかを判断すると考えられる旨答弁した³³。具体的な想定例としては、補助の制度を利用する動機となった法的課題が解消した場合などが考えられ、例えば、遺産分割に対応するために補助の制度を利用し、補助人に遺産分割の代理権が付与された事案では、その遺産分割が終了した場合には必要がなくなったと認められるときに該当すると考えられる旨説明された³⁴。

イ 家庭裁判所による市町村長等に対する意見照会の運用

また、本改正案では、補助の制度に係る各審判において家庭裁判所がより実情に即した判断ができるよう、市町村長等に対して意見照会を行うことができる旨の規定が新設された。そこで、家庭裁判所が補助の制度利用の必要がなくなったと判断するに当たり、どのような場合に市町村長等に意見照会をすることを想定しているのかが問われた。これについて、最高裁判所は、あくまで一般論として、制度利用の必要がなくなったかどうかを家庭裁判所が判断するに当たっては、まず補助人等から提出されたものを含む一切の資料を検討し、その上で、必要に応じて、市町村長等に対してその判断に必要な福祉的支援に関する事情を照会することなどが想定されている旨答弁した³⁵。

ウ 制度利用終了後の本人を支える地域の権利擁護支援体制整備に向けた取組状況

必要がないと認められれば制度利用を終了させる仕組みができても、終了後に本人が受けられる代替的な支援が整っていなければ機能しない。そのため、委員会では、制度終了後の本人を支える地域の権利擁護支援体制の整備を求める意見が多く出された。

政府における取組について、厚生労働省は、これまでも、成年後見制度を中心とした権利擁護支援策の利用促進、中核機関の設置等を通じた権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりについて、自治体とともに推進を図ってきた旨の認識を示した上で、中核機関を始めとする高齢者や障害者等に対する権利擁護支援について制度上位置付け、特に中核機関が整備されていないことが多い小規模市町村などの体制整備を促進する観点から、第221回国会に社会福祉法等の一部を改正する法律案を提出し、判断能力が不十分な方の権利擁護支援に係る市町村の事務を法律上明確に位置付け、その中核的な役割を担う機関として地域中核機関を地域権利擁護相談支援センターと法定化し、かつ、必要な情報が関係者間で円滑、適切に共有されるようにセンターの職員等に秘密保持義務を課すなど、必要な制度的対応をしている旨の説明を行った³⁶。併せて、今後、その具体的な施行に向けて、中核機関の法定化に伴う運営マニュアルの改定、小規模市町村における中核機関の立ち上げに係る好事例の発信・共有、小規模市町村への支援を行う都道府

³³ 第221回国会衆議院法務委員会議録第11号3頁（令8.5.20）

³⁴ 第221回国会参議院法務委員会議録第13号10頁（令8.6.9）

³⁵ 第221回国会参議院法務委員会議録第13号7頁（令8.6.9）

³⁶ 第221回国会参議院法務委員会議録第13号8頁（令8.6.9）。なお、社会福祉法等の一部を改正する法律案は、令和8年6月19日に参議院本会議で可決、成立し、同月25日に公布された（令和8年法律第51号）。

県に対する国研修の実施、体制整備のアドバイザーを配置・派遣するための支援等を進めることで、市町村における適切な支援体制の構築を支援したい旨の説明も行われた³⁷。

エ 地域における権利擁護支援のニーズの多様化・増加への対応

補助の制度利用終了後の本人支援の受け皿として、地域における権利擁護支援のニーズが更に多様化・増加することが見込まれることへの対応については、厚生労働省は、第221回国会提出の社会福祉法等の一部を改正する法律案で、現在の日常生活自立支援事業³⁸の事業範囲と対象者を拡充し、第二種社会福祉事業として位置付けることで、事業の経営主体に制限を設けず、幅広い主体の参入を可能とする「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」を提案した旨の説明を行った³⁹。これに関連し、委員からは、社会福祉協議会が担っている現在の日常生活自立支援事業は、現状でも相当数の待機者がいることから、今後の更なる需要の増加を考えた人員と予算の確保等の対応を求める意見が出された。これに対し、長坂厚生労働副大臣は、社会福祉協議会が事業を実施するに当たり必要な対応については、支援を担う人員育成の在り方も含め、同様に法律上実施義務のある現在の福祉サービス利用援助事業における取扱いも参考にしつつ、本事業が利用料収入による運営を原則としている点や、他の民間事業者も担い手になる点といった特徴も踏まえ、今後の予算編成過程で検討したい旨の見解を示した⁴⁰。

なお、附帯決議では、成年後見制度の利用終了後の権利擁護支援施策の充実及び関係機関の連携強化、中核機関の全市町村での設置等に関する項目、家庭裁判所が市町村長等に対して意見を求めることができる仕組みが設けられる趣旨に鑑みた適切な制度周知や研修等の取組に関する項目が盛り込まれた⁴¹。

（４）成年後見制度の市町村長申立て事案の問題と補助人の選任・解任に関する見直し

成年後見制度における市町村長申立て⁴²件数は増加傾向にあるが、近時、親族が知らない間に市町村長申立てがされ、選任された成年後見人が本人を施設に入所させ、親族が本人と面会できないという事案が問題となっている。そのため委員会では、この事案に絡めた成年後見制度の課題や、本改正案でこの問題が改善されるかとの質問が相次いだ。

³⁷ 第221回国会参議院法務委員会会議録第13号8頁（令8.6.9）

³⁸ 日常生活自立支援事業とは、判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業である。

³⁹ 第221回国会参議院法務委員会会議録第15号9頁（令8.6.16）

⁴⁰ 第221回国会衆議院法務委員会会議録第11号3～4頁（令8.5.20）

⁴¹ 前掲注17 参・附帯決議の項目2「成年後見制度の利用終了後においても、判断能力が不十分な者が地域において必要な支援を継続して受けることができるよう、高齢者福祉、障害者福祉及び金融包摂の観点から、第二種社会福祉事業による支援を含む権利擁護支援施策の充実及び関係機関の連携強化を図ること。また、市町村において権利擁護支援の中核的役割を担う中核機関について、全市町村での設置及び十分な相談機能の発揮に努めること。」、項目3「家庭裁判所が市町村長その他適当な者に対して意見を求めることができる仕組みが設けられる趣旨に鑑み、中核機関をはじめ福祉関係者から意見聴取することなどを通じて、本人が地域において適切な支援を受けることに結びつくよう、適切な制度周知や研修その他の必要な取組に努めること。」。

⁴² 成年後見制度における市町村長申立ては、身寄りのない方や親族による申立てが期待できない方の成年後見制度の利用を可能とする仕組みであり、成年後見制度創設のための平成11年の民法改正の際に、併せて老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律が改正され、市町村長に申立権が付与された。

ア 市町村長申立て事案における親族の意向確認、今後の検討

この問題の背景について、厚生労働省は、一般論として、市町村が高齢者虐待防止法に基づく保護を行っている場合、高齢者本人の意思によるもの、本人の意思に基づいて高齢者が入所等している施設長が持つ施設管理権によるものが考えられる旨説明した⁴³。

市町村長申立てを進める際の親族の意向把握について問われた厚生労働省は、令和2年度の実務者協議の取りまとめを踏まえた自治体宛て通知では、原則として親族に申立てを行う意向があるか確認することとしつつ、一方で、制度利用に対し親族の同意までは必要とされていないことから、親族の同意が得られないことを理由に申立て事務を中断することなく迅速な市町村長申立ての実施に努めることを示している旨答弁した⁴⁴。その上で、厚生労働省は、今般の議論も踏まえ、今後第三期成年後見制度利用促進基本計画の議論が予定される中で、市町村長申立てについても関係者の意見聴取を予定しており、こうした議論に当たり必要なデータを提供する観点から、今年度の調査研究事業において、市町村長申立て時の親族調査における意思確認の方法、実施状況等について把握することとし、これらも踏まえて必要な対応を検討したい旨の説明を行った⁴⁵。

イ 補助人が親族との面会制限等を行った場合の取扱い、補助人の解任事由の具体例

補助人の新たな解任事由である、本人の利益のために特に必要があるときの具体例について、法務省は、例えば補助人が、財産管理は行っているものの本人に面会しなかったり、家族など本人を支援するチームと連絡を取らなかったりした結果、本人や関係者と適切な関係を構築することができない事案などが想定される旨説明している⁴⁶。そこで、補助人が本人と親族との面会を制限した場合、補助人の解任事由に該当するかが問われた。これに対し、法務省は、個別の事案において具体的な事情を踏まえて家庭裁判所が判断するものであるが、例えば補助人が、本人の意向に反し、何ら合理的な理由なく本人と親族の面会を制限した場合には、本人の利益のため特に必要があるときとの解任事由に該当し得る旨答弁した⁴⁷。また、本改正案では、補助人の施設入所契約等の代理権の必要性を家庭裁判所が個別に判断して付与するため、現行法のように、包括的な代理権や財産管理権を持つ成年後見人が、裁量によって施設入所契約を締結して本人を施設に入所させるというようなことは生じなくなるものと考えている旨の説明を行った⁴⁸。

ウ 補助人の選任における本人・親族の意向、親族が成年後見人等に選任されない理由

補助人の選任について、本改正案は本人や親族の意向を反映させる仕組みになっているかとの問いに対し、法務省は、本改正案では補助人の選任の際の考慮要素の冒頭に本人の意見を規定し、補助人の選任の審判の際は原則として本人の陳述を聞かなければならないが、親族の陳述を聞かなければならないとはしていない旨述べた上で、親族に話を聞くことで本人に害を生ずるおそれがある事案は別として、基本的には、本人の意向

⁴³ 第221回国会衆議院法務委員会議録第12号9頁（令8.5.22）

⁴⁴ 第221回国会参議院法務委員会議録第13号12頁（令8.6.9）

⁴⁵ 同上、第221回国会衆議院法務委員会議録第12号14頁（令8.5.22）

⁴⁶ 第221回国会衆議院法務委員会議録第10号3頁（令8.5.19）

⁴⁷ 第221回国会衆議院法務委員会議録第10号4頁（令8.5.19）

⁴⁸ 同上

や制度利用による保護の必要性を把握する観点から、本人のことを最もよく知っていると思われる親族に話を聞くことが想定される旨答弁した⁴⁹。

現行では親族以外の者が成年後見人等に選任されている場合が圧倒的に多いことから、その理由についても問われた。最高裁判所は、そもそも親族が成年後見人等の候補者である事件が多くないことが一因であり、申立て書に親族が候補者として記載されている事案の約8割は、親族が成年後見人等に選任されている旨答弁した⁵⁰。また、法務省は、申立て書に親族が成年後見人等の候補者として記載されていても、親族間に紛争がある、候補者の親族が高齢であって課題に対応するのが難しい、遺産分割などの法的専門性の高い課題がある、親族が本人を虐待しているおそれがあるなどの事情により、親族が成年後見人等に選任されていない事案も存在するものと承知している旨の説明を行った⁵¹。

なお、附帯決議では、補助人の選任に当たり本人意向を最大限尊重しその利益の最大化に資することに関する項目、新たな解任事由の創設を踏まえた項目、成年後見制度の利用者及びその親族からの意見聴取等必要な調査を行う旨の項目、次期成年後見制度利用促進基本計画の策定に当たり国会の議論等を十分に踏まえる旨の項目が盛り込まれた⁵²。

（５）報酬決定における見直しと課題

ア 補助人の報酬の予測可能性の確保に向けた取組

成年後見人等の報酬額については、従来から予測可能性、納得感に欠けるとの批判が出ていたことから、本改正案における取組が問われた。これに対し、三谷法務副大臣は、本改正案では、報酬の算定の考慮要素として、補助の事務の内容を追加していることから、これにより、これまでの包括的代理権を有する成年後見人の報酬と異なり、補助人が行った事務の内容をより重視して算定されるものと想定している旨述べた上で、現行法での実務上、最高裁判所が全国の家庭裁判所における報酬付与額の分布の公表を通じて利用者の予測可能性をできる限り確保しようとする取組を行っていることと承知しており、改正法施行後には、このような予測可能性を高めるための適切な取組が進められるよう、

⁴⁹ 第221回国会衆議院法務委員会議録第10号2頁（令8.5.19）

⁵⁰ 第221回国会参議院法務委員会議録第13号2頁（令8.6.9）

⁵¹ 第221回国会参議院法務委員会議録第13号4頁（令8.6.9）

⁵² 前掲注17 参・附帯決議の項目1「家庭裁判所による補助人の選任に当たり、本人の意見が重要な考慮要素であること及び補助人の本人に対する意向把握義務・意向尊重義務が明文化された趣旨に鑑み、本人意向を最大限尊重し、その利益の最大化に資するよう、家庭裁判所による適切な情報収集に向けた必要な研修その他の取組に努めるとともに必要な体制整備を図り、また、補助人と親族その他日常的に本人を支援する福祉関係者等との適切な連携が確保されるよう、関係機関に対する周知及び運用の徹底を図ること。」、項目5「新たな解任事由の創設を踏まえ、専門職後見人による支援の必要性が低下した場合には、親族後見人や市民後見人等への適切な引継ぎを含め、本人の状況に応じた適切な役割分担が図られるよう制度の周知及び環境整備に努めること。また、成年後見制度利用者の多様なニーズに対応するため、市民後見人の確保及び育成に向け、研修の充実、相談・支援体制の整備その他必要な施策を推進すること。」、項目16「現行の成年後見制度でも、家庭裁判所の審判に対する不服申立てにおいて親族側の意見が採用されていないこと等が指摘されていること等を踏まえ、民法等の一部を改正する法律の施行から三年後の検討が実証的なものとなるよう、速やかに成年後見制度の利用者及びその親族から意見を聴取するなど必要な調査を行うこと。」、項目18「次期成年後見制度利用促進基本計画の策定に当たっては、両法の趣旨及び国会における議論を十分に踏まえ、改正後の制度が適正かつ円滑に運用されるよう検討すること。」。

法務省としても最高裁と連携していきたい旨の見解を示した⁵³。

イ 報酬付与の審判に対する不服申立てが認められない理由

また、利用者側からは、成年後見人等の報酬の額が相当と言えるか確認したい旨の声があることを踏まえ、本改正案において報酬付与の審判に対する不服申立ての規律が設けられなかった理由について問われた。これに対し、法務省は、法制審議会の部会で検討がされたものの、判断能力が低下した本人にとっては適切に不服申立てをすることが困難であるため補助人との間で均衡を失うこと、一方で本人の親族に不服申立てを認めることは、本人の親族は本人の財産について権利を有するものではなく相当でないことなどから、報酬の付与の審判に対して不服申立てを認めない現行法の規律を維持することとされ、このような部会の議論を踏まえたものである旨答弁した⁵⁴。

ウ 自治体における成年後見制度利用支援事業の改善

成年後見制度利用支援事業は、低所得の知的障害者、精神障害者、認知症の高齢者に対して成年後見制度の申立て費用や後見人等への報酬助成を行うものであるが、この実施が自治体によってばらつきがあるとして、改善を求める意見も出された。これについて、厚生労働省は、この事業の実施状況に地域差があるなどの指摘があることは承知しており、今後、これまでの取組状況やより詳細な事業の運用実態を把握しながら、全国どの地域に住んでも成年後見制度の利用を必要とする人が適切に制度利用できるよう、取組を進めていきたい旨答弁した⁵⁵。

なお、附帯決議では、補助人等の報酬について、裁判官等の裁判所職員への研修等の取組に努める旨の項目、成年後見制度の利用に係る申立費用及び報酬に対する助成について、各市町村の要望を聴取しつつ必要な措置をとる旨の項目が盛り込まれた⁵⁶。

（６）家庭裁判所における人的体制整備等の強化の必要性

本改正案により、家庭裁判所は、補助の制度利用に当たり本人の必要に応じたオーダーメイド型の支援内容等を判断し、また、状況に応じた支援内容の変更、補助人の交代、利用の終了なども都度判断することとなった。そのため、家庭裁判所の役割や負担の増大が予想されることから、委員会では、家庭裁判所の人的体制整備等の強化を求める意見が多く出された。これに対し、最高裁判所は、改正法施行後の家庭裁判所の業務量について現段階で確たることを述べるのは困難である旨の認識を示した上で、改正法案が成立した場合には、改正法の趣旨、内容を踏まえた適切かつ合理的な審理運用の在り方を検討していくことが重要であると考えており、このような審理運用の在り方に見合った形で必要な体

⁵³ 第221回国会参議院法務委員会会議録第15号10頁（令8.6.16）

⁵⁴ 第221回国会衆議院法務委員会会議録第11号5頁（令8.5.20）、同第12号18頁（令8.5.22）

⁵⁵ 第221回国会衆議院法務委員会会議録第12号13頁（令8.5.22）

⁵⁶ 前掲注17 参・附帯決議の項目6「補助人等の報酬について、補助人等が行った事務の内容等が報酬の考慮要素であることが規定上明確化されることに鑑み、報酬の額に事務の内容及び負担の実態を適切に反映し、利用者と補助人等の双方に過度な負担を生じさせることがないよう、裁判官等の裁判所職員に対する研修その他必要な取組に努めること」、項目7「居住する地域や資力の有無にかかわらず成年後見制度を利用することができるよう、成年後見制度の利用に係る申立費用及び報酬に対する助成について、各市町村の要望を聴取しつつ必要な措置をとること。」。

制面での整備に努めていきたい旨答弁した⁵⁷。

なお、附帯決議では、裁判官、家庭裁判所調査官等の裁判所職員の必要な人的体制の整備、専門性の向上のための研修等の体制整備を行う旨の項目が盛り込まれた⁵⁸。

（７）その他（補助人等の不正防止、任意後見の利用促進、消費者被害拡大防止強化等）

その他、委員会では、補助人等による不正防止策、任意後見制度の利用促進への取組、成年後見人の包括的取消権の廃止に伴う消費者被害の拡大防止策の強化、法施行後の制度の運用状況や利用実績等を踏まえた検証の必要性など、多岐にわたる質疑が行われた。それらに関する事項は、附帯決議の項目にも盛り込まれている⁵⁹。

４．おわりに

本改正案は、本人の自己決定をより尊重するという理念の下、利用者側の具体的なニーズに基づいた成年後見制度の見直しがされており、委員会ではその点を評価する声が多かった。一方で、制度の理念どおりに運用できるか、課題は山積しているとの指摘もある⁶⁰。特に、家庭裁判所の人的体制整備、制度終了後の本人を支える地域福祉の体制整備や担い手の確保、補助人の報酬助成など予算措置を伴う課題については、委員会質疑でも明確な答弁は得られなかった。

政府及び最高裁判所においては、利用者にとって本当に使い勝手の良いものとなるような制度の運用、環境整備に真摯に取り組むことを期待するとともに、今後の第三期成年後見制度利用促進基本計画の策定や附則第10条に基づく検討における議論の動向に注目したい。

（うちだ あやこ）

⁵⁷ 第221回国会参議院法務委員会会議録第15号1、10頁（令8.6.16）

⁵⁸ 前掲注17 参・附帯決議の項目4「成年後見制度に係る事件の審理及び補助人等の監督が適切に行われるよう、裁判官、家庭裁判所調査官等の裁判所職員の必要な人的体制の整備、専門性の向上のための研修等の体制整備を行うこと。」。

⁵⁹ 前掲注17 参・附帯決議の項目10「補助人等による不正の未然防止及び早期発見並びに被害発生時の適切な対応が実効的に行われるよう、家庭裁判所による監督に関し研修その他必要な取組に努めるとともに、専門職団体による内部監査その他の自主的な不正防止の取組との連携強化に努めること。」、項目11「任意後見制度の利用が低調である要因について実態を把握し分析するとともに、精神上の理由により将来の財産管理や身上保護に不安を感じる様々な立場にある者が、任意後見制度を積極的に活用し、本人の意思を尊重した生活を営むことが可能となるよう、利用のための相談体制の充実、任意後見監督人の候補者に関する情報の提供の在り方を検討し、更なる改善に努めるとともに、両法による改正の趣旨も含めた任意後見制度の一層の周知・広報などを通じて、利用の促進を図ること。」、項目14「成年後見人の包括的取消権の廃止に伴う消費者被害の拡大を防止するため、高齢の消費者や障害のある消費者の保護の強化などについて検討を行い、知識・経験・判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合などの対応について、法制上の措置も含めた検討を進め、必要な措置を講ずること。」、項目15「両法施行後の成年後見制度の円滑な運用及び利用の促進のため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、その運用状況について公表するとともに、制度利用の申立てが適切に行われるよう、民法等の一部を改正する法律附則第十条を踏まえ不断に検証し、その支援をするための方策について検討を行い、必要に応じて、その結果に基づき所要の措置を講ずること。」。そのほか、附帯決議では、本稿で紹介した項目以外にも、高齢者、障害者等の生活を支援する福祉型信託の利用のための環境整備に関する項目、高齢者等終身サポート事業の適正な事業運営確保に関する項目などが盛り込まれている。

⁶⁰ 『東京新聞』（令8.5.28）、『朝日新聞』（令8.6.29）、『読売新聞』（令8.8.22）